

東京大学史料編纂所所蔵『康治二年灌頂御記』

土 岐 陽 美

ここに紹介する東京大学史料編纂所所蔵『康治二年灌頂御記』[100]は、平成一（一九九〇）年十一月に本所が古書店より購入し、平成四（一九九二）年五月に修補を終えて貴重書として配架された鎌倉初期の古写本である。他の伝本については後述する。

巻子一軸。元表紙一紙および本紙六紙。法量（単位センチメートル）、現装は縦三十五・五（幅長三十三・〇）、横（表紙八双より軸元まで）三七三・六。元表紙、縦二十八・〇、横二十七・五、おさえ竹が入つていたと推測される痕跡の上にかかつて、本文と別筆の外題として「康治二年灌頂御記」と墨書きがある。本紙各紙は、縦二十八・〇、横それぞれ第一紙三十九・三、第二紙四十四・一、第三紙四十四・〇、第四紙四十四・三、第五紙四十四・一、第六紙四十三・八。冒頭に貼紙「康治二年灌頂御記」がある。

本史料は、康治二（一一四三）年十月二十八日⁽¹⁾に行われた東寺灌頂で大阿闍梨を勤めた東寺長者（二長者）權大僧都寛信の日記であり、二十八日・二十九日の二日間にわたる東寺灌頂の次第が記されている。まず最初の部分に、寛信が大阿闍梨を勤める経緯、灌頂に勤仕する僧綱の補任などが記されている。東寺一長者である大僧正定海が病のため永治元（一一四二）年十二月より長者職の辞退を願い出ており、翌二年（四月）に改元して康治元年（一二〇一年）正月、寛信に准長者の宣旨が下され、後七日御修

法で大阿闍梨を勤めた。⁽²⁾さらに同年十一月には二長者に加任され、拝堂・東寺灌頂に勤仕している。⁽³⁾さて、二十八日早朝、寛信は甥にあたる民部卿藤原顯頼の九条堂に入り休息した後、夕刻、東寺に入った。まず饗饌が振る舞われ、伝法灌頂の前に授けられる三摩耶（三昧耶）戒、次いで歎木作法が行われる。続いて初夜儀が行われるが、当界壇は金剛壇であったことが知られる。⁽⁴⁾翌二十九日には喫徳儀が行われ、また饗饌が振る舞わされて散会となる。

寛信は東密勸修寺流の祖として知られ、数多くの著作を成している。⁽⁵⁾簡略にその編著を見るに、「東寺要集」⁽⁶⁾・「東要記」⁽⁷⁾・「勸修寺旧記」⁽⁸⁾・「東寺長者次第」⁽⁹⁾・「小野類秘鈔」⁽¹⁰⁾・「伝授集」⁽¹¹⁾・「祈雨記」⁽¹²⁾などの寺誌や修法の記録があり、その周辺で編まれた「卷数集」と称すべき書や、弟子を含めたその法系のものを収録する「表白集」⁽¹³⁾もある。また日記に、「庭儀灌頂日記」⁽¹⁴⁾・「永治二年真言院御修法記」⁽¹⁵⁾、内容未確認であるが、「東寺拝堂記」⁽¹⁶⁾・「東宝記」⁽¹⁷⁾、さらに「東宝記」に引かれる「寛信法務記」等と称する一群の逸文などがある。⁽¹⁸⁾本史料については管見の限り、他に高山寺に二点の伝本が存在する。⁽¹⁹⁾二点とも鎌倉初期の書写とされ、「康治二年灌頂御記」の外題をもつ。うち一点については、すでに「高山寺古典籍纂集」に影印および翻刻が収録されており、比較するに、本史料とほぼ同一だが、数箇所の文字の相違から、それぞれ異なる親本からの

書写と考えられる。いずれにしても、寛信の日記として從来あまり知られておらず、また東寺灌頂の次第を克明に記したものとしても興味深いものである。⁽²²⁾

寛信は勸修寺流藤原為房の息で、上記諸書に『為房卿記』を引用する点からも注目されている。⁽²³⁾先例の類聚のみならず、自らの長者就任にとらない、後七日・拝堂・灌頂など一連の儀での所作を記録に留めたのであろう。あるいは門流確立の意思を見いだせるかもしれない。

本史料には他の伝本と異なり奥書が存在し、その伝來の一端をうかがうことができるのだが、承元四（一二一〇）年三月二十一日から二十二日にかけて、深賢が師成賢より借り受けた旨が記されている。成賢は、醍醐寺座主で醍醐寺三宝院流末流成賢流の祖であるが、前年十一月二十二日に東寺長者（三長者）に補せられ、⁽²⁴⁾承元四年三月二十一日の御影供の日に拝堂する際に、この日記を手にしたらしい。本史料は、醍醐寺三宝院流深賢方（地藏院流）の祖である深賢の筆跡を伝えているが、寛信入寂（仁平三（一一五三）年）からおよそ六十年を経、本史料には親本の欠損や誤写と思われる箇所があり、寛信自筆本からの書写ではないことも推定される。

〔註〕

- (1) 本史料には十月十八日とあるが、干支や「東寺長者補任」（史料編纂所本「〇六一六一一」）により「二十八日」の誤りである。
- (2) 「東寺長者補任」（東寺觀智院金剛藏本・史料編纂所本）、「勸修寺長吏次第」（『続群書類從』第四輯下）、『台記』（康治元年正月十四日条「今年後七日御修法、權少僧都寛信勤行云々、依定海所勞、其以後可補長者也」）、康治元年十一月十五日太政官牒（高橋正彦「天理図書館所蔵 太政官牒について」『ビアリア』八八、一九八七年）。
- (3) 寛信の父、藤原為房旧宅九条亭であり、左京九条四坊四町に存在した。

寛信の兄弟である顯隆の息、顯頼が相続し、康治一年三月十六日、亭内に御堂を建立した（【本朝世紀】『百練抄』康治二年三月十六日条。【平安京提要】）。

(4) 当初、東寺灌頂は春秋二季であったが、春季は廢絶し、秋季のみとなつたという。【寛信法務記】に、胎藏界・金剛界を交互に修法する旨が記されている（【国宝 東宝記 原本影印】卷四・法寶上 東宝記刊行会、一九八二年）。

(5) 履歴は辞典類にも立項があるので省略する。詳しく取り上げた論文に、上川通夫「中世寺院の構造と國家」（【日本史研究】三四四、一九九一年）がある。

(6) 『諸宗章疏錄』卷三（【大日本佛教全書】二）には以下の書を載せる。視聽鈔一巻、類秘鈔六巻、類頭鈔、真言集一巻、伝受集四巻、尊勝鈔一巻、肝要鈔二巻、十二面鈔二巻、四天王法一帖、施餓鬼次第一帖、護摩鈔三巻、法則集一帖、灌頂日記一帖、拝堂式一帖。

(7) 『続群書類從』第二十六輯下。

(8) 『続群書類從』第二十六輯下、『弘法大師伝全集』二。恐らく寛信撰である。

(9) 『続群書類從』第二十七輯上、『大日本佛教全書』一十九・寺誌叢書三（勸修寺文書）。勸修寺康正安三年写本（史料編纂所架蔵影写本「勸修寺文書」二二〔三〇七・六二一三五一一〕）、京都大學総合博物館所蔵勸修寺家旧蔵記録『勸修寺古事』（史料編纂所架蔵写真帳「勸修寺家旧蔵記録」〔六一七〇・六八一一五八〇〕）。厳密には、寛信が草稿をなしたものである。

(10) 和多昭夫「寛信撰 東寺長者次第」（【高野山大学論叢】二、一九六六年）。長者補任で現存最古のものである。

(11) 『真言宗全書』三十六。川村知行「寛信の類秘抄と類聚抄—覚禪抄の引用をめぐって—」（『密教図像』三、一九八四年）には刊本未収の関係史料も紹介される。

(12) 全四巻（【大正新脩藏經】続諸宗部九）。師である嚴覺の口伝を纏めたものである。

(13) 諸本関係が複雑で、小倉慈司「祈雨日記」とその増補過程【書陵部紀要】五一、二〇〇〇年)を参照。元果の「祈雨日記」原撰本に寛信が増補を加えたC系統の写本があり、「祈雨記」の名称で伝わる。本所に

【祈雨日記】類本の古写一巻【請雨經日記】[〇〇一四一八]を架蔵する。

(14) 湯浅吉美「天理図書館蔵【文禄元年寛注曆】調査報告—実は四百年遡る具注曆—」(ビブリア)九五、一九九〇年)を参照。ここで紹介されている文治五年具注曆の紙背にある。内容的には【覚禪鈔】巻數【大正新脩大藏經】(圖像五)に多く含まれており、両者の関係は検討を要す。

(15) 醍醐寺本・高山寺本。築島裕「醍醐寺蔵本表白集について」(醍醐寺文化財研究所研究紀要)六、一九八四年)、【高山寺本古往来表白集】(高山寺資料叢書一、東京大学出版会、一九七二年)。山本真吾「勸修寺法務寛信の表白文作成活動—院政期における僧侶による表白文の作成」(三重大学日本語学文学)五、一九九四年)、同【奈良国立博物館蔵【雜筆集】五巻と高山寺本表白集】(鎌倉時代語研究)二二、一〇〇〇年)、同【高山寺經藏勸修寺法務寛信関係文献目録稿】(一)・(二)【高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集】平成十二年度、一〇〇一年、並びに平成十四年度、二〇〇三年)。

(16) 【真言宗全書】一十七【権律師寛信授灌頂於兩人記】(高野山大学所蔵、正中二年写)。【金沢文庫古書目録】現藏仏書目録(一九三九年)によると、永仁六年釤阿写、建武二年実真写の二本がみえる。また【尊經閣文庫貴重書籍目録】に「権律師寛信授灌頂於兩人記」の書名で文永十年写本があり、「勸修寺慈尊院聖教目録」(大正新脩大藏經)別巻・昭和法宝総目録三にも所見がある。【国書総目録】によると、【長承元年灌頂日記】(高野山光大院、嘉慶二年尊仲写)がある。

(17) 【統群書類從】第二十五轉下。刊本の末尾に「以覺禪抄後七日章寛信勤修記交合了、又云底本卷首欠云々、以勤修記補之」とあるように、稿本では前欠である。【覺禪鈔】後七日下【大正新脩大藏經】(圖像五、【大日本佛教全書】五一)に「勤修記法務寔」として同書の引用があり、むしろ統群書類從本が「勤修記」を独立させたものであろう。(後七日法并雜事) (文永三年教舜写、醍醐寺理性院蔵・史料編纂所架蔵影写本) [三〇]

一四一〇)、国立歴史民俗博物館所蔵田中穂氏旧藏古典籍四一三・史料編纂所架蔵写真帳〔六一七〇・三五一一三五〕も【覺禪鈔】の写本かと推測される。

より日記の原形に近いと考えられる史料も存する。【後七日御修法記】一巻(大内青巒所蔵・史料編纂所架蔵影写本〔三〇一四一六五〕)は「方便智院」印のある高山寺旧蔵本で、【永治元年後七日諸事】一冊(建保五年定真写、国立歴史民俗博物館所蔵田中穂氏旧藏古典籍一五・史料編纂所架蔵写真帳〔六一七〇・三五一一四〕)も「方便智院」印がありはば同内容である。冒頭に「永治元年醍醐僧正」とあり、永治元年・同二年・仁平三年の日記等を收める。永治二年の分は「勤修記」と内容的に重なるが、「勤修記」のような編集や追記はなされていない。【増補版昭和現存天台書籍総合目録】(法藏館、一九七八年)下一二三四頁に載せる永治元年の「禁裏後七日御修法記」(無動寺蔵)も同本かと推測される。

また、松原智美「真言院十二天画像小考—金沢文庫保管【寛信法務後七日法記】の紹介を兼ねて—」(金沢文庫研究)二八八、一九九二年)にも重なり合う記文の存在が指摘されている。これら相互関係の検討を要し、少なくとも統群書類從刊本のテキストをそのまま寛信の記録あるいは編纂したものと見ない方がよい。

(18) 【天理図書館稀書目録】和漢書之部三(一九六〇年)によると、題簽後筆で「権少僧都寛信東寺拝堂記、康治元年十一月十五日、承久元年八月廿一日僧定真所書」とある写本がみえる。「東寺長者補任」(東寺観智院金剛藏本・史料編纂所本)によれば、「十一月十五日」長者宣下、同二十四日拝堂・東寺灌頂勧仕」とある。

(19) 【國宝 東宝記 原本影印】(卷一～卷四、卷五～卷八)(東宝記刊行会、一九八二年)の巻末に、引用された文献の索引がある。

(20) 研究代表者・松園洋「中世における寺院・僧侶の日記についての基礎的研究」(平成十一年度科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇〇年)

(21) 【高山寺經藏典籍文書目録】三、東京大学出版会、一九七三年)に「康治二年灌頂御記」として第一部一八三・同一九二の各一巻がある。前者

には「興然本^{云々}」の奥書があり、『高山寺古典籍纂集』（『高山寺資料叢書十七』東京大学出版会、一九八八年）に影印・翻刻・解題が収められている。

(22) なおこの時の巻数は、「覺禪鈔」支度（『大日本佛教全書』五一）に收められている。

また、仁和寺結表紙小双紙研究会編『守覚法親王の儀礼世界』（勉誠社、一九九五年）に東寺灌頂関係次第類や正治二年東寺結縁灌頂記が翻刻されている。

(23) 松齋「守覚法親王と日記—中世前期の寺家の日記の理解のために—」

（阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』論文篇、勉誠社、一九九八年）、小倉氏前掲論文。

(24) 『大日本史料』第四編之十、同日条。

(25) 本史料に記されている東寺三綱の僧名のうち権上座勝助および権都維那俊寛は、史料編纂所本『東寺長者補任』康治元年頃によれば、それぞれ定俊・嚴俊とあり、同じく乞戒師は貞実と記されているが、史料編纂所本『東寺長者補任』康治二年頃によれば、院嚴とある。貞実は他の史料にあまりみえないが、『尊卑分脈』に藤原師実男の静意男に、仁和寺僧・金剛勝院執行としてその名がみえる人物と同一か。

(付記) 翻刻・解題ともに、田島公・藤原重雄両氏には多大なご助力を頂いた。翻刻については、本郷和人・本郷恵子両氏、また岡本有香・松村記代子両氏にもご助言を頂いた。記して御礼申し上げたい。

【凡例】

一、漢字は原則として常用漢字を用いたが、書写された字体より適宜旧字も使用した。

二、文中に適宜読点・並列点を施した。

一、「」で校訂註、（）で説明註を付した。また「イ」は解題註（21）に触れた高山寺本より参考とすべきものを採った。

【翻刻】

康治二年十月十八日、辛亥、天晴、東寺灌頂也、

夏比、一長者(定海)大僧正依病辭退所職、寛(信)一可

執行寺務之由、自去八月、度々被示送、而止

所帶、以阿闍梨行海可補權律師之由、被申請、

其事遲々之處、又改以少僧都元(海)蘭園座主、可

被補大僧都之旨、令執奏、事非一、准左右弥逗

留之間、去廿二日、行海蒙小灌頂請了、大僧正

偏以嘗々乍上辭狀、灌頂布施、申事由於(鳥羽法皇)仙院

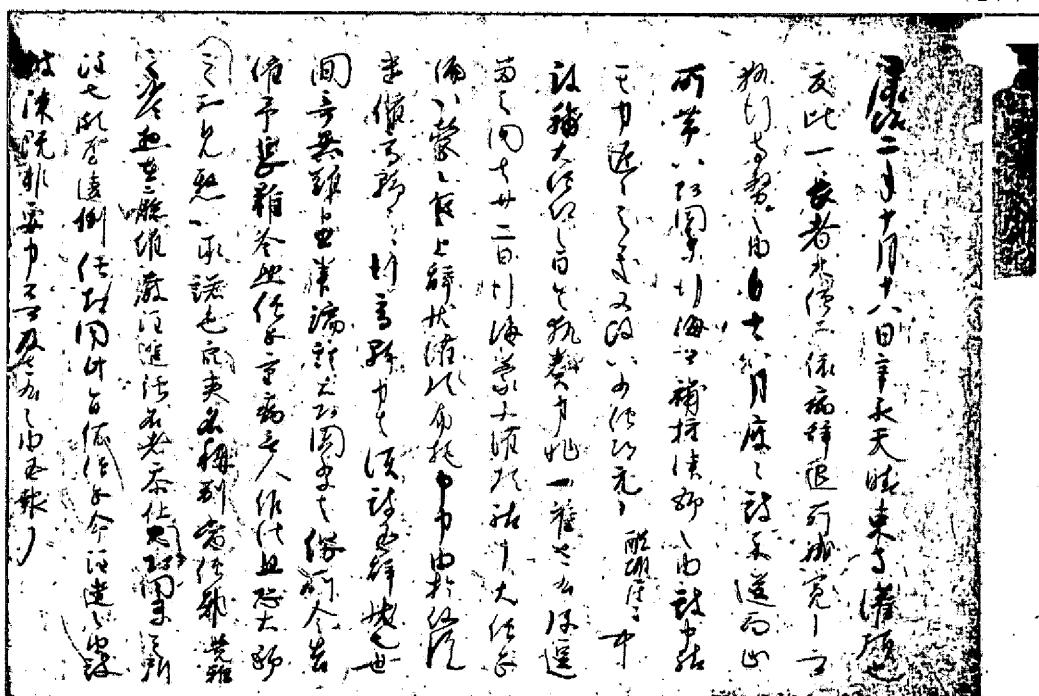
遣催高野云々、行高野事者、須被返辭狀也、世

間奇異難盡筆端、於大阿闍梨者、綱所令告

催、予甚雖冷然、僧正重病無人、作法且恐大師

康治二年灌頂御記（東京大学史料編纂所所蔵）

（巻首）



之知見、愁以承諾、色衆夾名、稱別當僧都覺雅、

之沙汰、惣在廳維嚴注進、僧名者、參仕大阿闍梨之所

注也、頗為違例、僧都聞此旨、依僧正命注遣之由、被

披陳、既非要事、不可及左右之由、返報了、

(紙継目)

早日、出寺向九條堂、謁民部卿、暫休息之間、風

婢更發、頗以遲參、申三點、參東寺、〔藤原頭領〕
〔鈍色裝束・駕代車馬・懸下〕

〔十〕
〔東イ〕
〔中綱・職掌〕
〔前駆六人・威儀僧車一轉許扈從、車門内、
〔雜牛有角卷〕

御前所司四人、〔權上座威儀師勝助・寺主退後・
權主勝俊・格都維那俊寬〕

等參向、予於門前駕腰輿、入西院東門、登東橋參

着北面宿所、敷設・裝束・菓子・酒肴等、任例寺家儲

置之、先是有小灌頂阿闍梨拝堂事云々、

次有法會饌饌事、寺家恒例之勤也、南面客

殿母屋第一間南向、供長者座、後立十二天屏風、

以東南庇為色衆座、兼居饌饌、僧都以下參着、

觸案門坎、予且稱可被始之由、不出其座、例先

着之、落日欲暮、為忿着法服也、無程事了、色衆

開集會鐘、參集講堂後幄、今日、長者前駢

饌・雜人屯食等、寺家之所課也、秉燭以前、始行

三〔磨〕耶戒、予束帶着平袈裟、步行參進、

〔摩〕
〔威儀僧等在後〕
〔所司在前十弟子〕
〔於講堂後幄乘輿、南向、道具唐櫃〕

所司等持參、權寺主勝俊開封、取出其管置案

上、中綱申開封之由、次開管封取出念珠・五鉢等、淳

觀・行海兩闍梨傳獻之、於袈裟者去年着了、

今年用私袈裟、先達戒多者着和、次引入堂列、
〔私イ〕

先衆僧前、次綱所四人、〔次次〕以法螺二人、次色衆權少

僧都覺雅、權律師仁嚴、大法師長朝・琳助・言海、

兼賢・重助・祐源・俊覺・仁舜・尊覺・俊觀・俊海・

行海、〔已上持金剛衆、賢海・源基・實助・任覺・慶成・竟然・行

仁・嚴幸・源運・祐海、〔已上持執盞、乘輿、次十弟子在寺家・僧者長・威儀僧等、次小灌頂阿闍梨行海、在威儀

者見之〕
〔次持播童一人、〔已上持寺家・僧者長・威儀僧等、次小灌頂阿闍梨行海、在威儀

者見之〕
〔次持播童一人、〔已上持寺家・僧者長・威儀僧等、次小灌頂阿闍梨行海、在威儀

等也、諸衆立列之後、小灌頂遲參之間、已臨昏黑、

色衆僧入灌頂院東門、予到巽角壇上、下興、向、南

當僧都注送初夜所作廻文、舊記云、凡俗別、當參入沙汰云々、

着草鞋、舊記云、巽角下興、南正面漸到高座東、此間十弟子等立玉輪、敷座真於高座、正門

參進入第一間

先現右繞也、躰小揖、即以右繞、向堂正面戶三拜

次到高座戌亥角向巽又以三拜、後思、拜堂正面者、此拜可略、狀口偶等在別、登戒舎・如意・香爐等於前机

胡跪、護身結界加持高座、次登高座、次持金剛衆

三逆行道、次乞戒師着礼盤、小灌頂

高座東、

色衆・威・従・三綱等

小灌頂・十弟子高座等着座、

次說戒了、大阿闍梨下高座、着堂前面座

南向、乞戒退去、次十弟子敷淨薦於礼盤、行

南向、

齒木事、次引布施、先例大阿闍梨布施上執之而今年上卿參(アキマ)

〔讀イ〕私興、舊記云、乍乘輿行西院云々、仍尚可乘本輿歟其後解脫休息、御

厨子所備盃飯、長朝闍梨來宿、又淳觀、行

凌遲莊也、并共以不參、仍堂童子取之次戌剋事了、退去到講

堂後幄、納道具、改袈裟、還着西院、自此乘

歸西院、

(底本統)、意ニ依リテ行ヲ改ム廿九日、壬子、天晴、早旦、書御卷數加判、預給承

仕、先客殿母屋西間立供養法壇、南庇為海両闍梨、威儀僧等少々留宿北屋、此間別

予加判之後、職掌取奉覽之

亥剎、打初夜鐘、諸僧參上、先是所司礼、堂立廻部等予駕

腰興入堂、宿裝東、着平袈裟、舊記云、相具居笪云、今度略不見之、從北小門

入後戸、着中央切床、三方立障子、南面居火桶、色衆本自參

着南床、片壇仁嚴律師遙參之間、及于深更始

行、々法、互拜兩壇、予登金剛界壇前供養、以後

散念誦了、還着本床、其後承仕等撤中央南

戸前床、立十二天屏風、懸覆面、置香象、開

戶為受者出入道、并撤金剛界・礼盤・北脇机等、

壇左右敷尊号座、一方各二人壇東敷記錄座、中央

戸外置含香・灑水、先是乾角安小灌頂道具

等、次所作人各以着座、受者百余人、鶏鳴事了、

小灌頂阿闍梨・歎德座、敷疊一帖、後立十

二天屏風、即諸衆列立前庭、小灌頂着座、次

琳助阿闍梨進出歎德、小灌頂返答、予

予此問
着儀宿

裝束、出小灌頂
備以聽聞、次撤小灌頂座、予

又着座、具居次源基入寺修供養法、唄長朝阿

闍梨、散花兼賢阿闍梨勤之、行法事了、小灌

頂令居饗饌、長者陪膳、共人勤之、僧綱以下陪

膳、小灌頂從僧・中綱等任例勤仕、綱所々司等

着北屋、長者前駕饗、雜人等大破子、皆灌頂

阿闍梨所課也、又不勤仕捧物、明春可勤仁和寺

事之故云々、每事疎略之由、在衆口欵、次撤饗

饌、色衆退去之後、於客殿開道具韓櫃、

權寺主勝
俊開之日錄之後、付封令返納、亭于歸本、

(以下四行分程度余白)

..... (紙綴目)

僧正御房補三長者給捧堂、承元四年

三月廿一日、御影供之日、先捧堂、其料欵、

被借寄此日記、仍書留之、同月廿二日

記之、

深賢

(奥書)

